

## ボイラー取扱技能講習テキスト (改訂第6版2刷⇒改訂第7版1刷)

テキストページ	項番	行・図表	旧 (改訂第6版2刷)	新 (改訂第7版1刷)
	表紙		表紙・背表紙・裏表紙 6H-2Z	表紙・背表紙・裏表紙 7H-1Z
	奥付		2022年4月10日 改訂第6版2刷	2023年10月10日 改訂第7版1刷

### 第1章 ボイラーの構造に関する知識

1	1.1.2		温度計によって測ります。	温度計によって <b>は</b> かります。
3	1.1.6		さらに熱し <b>つ</b> づけても、	さらに熱し <b>続</b> けても、
4	1.1.6		①圧力が <b>き</b> まれば②が <b>き</b> まります。③ <b>計</b> れば	①圧力が <b>決</b> まれば②が <b>決</b> まります。③ <b>は</b> かれば
5	1.1.7		附属品及び附属装置と <b>か</b> ら	附属品及び附属装置 <b>か</b> ら
5	1.1.7	表1-2	蒸気ボイラーと温水ボイラーの附属品の <b>違</b> い	蒸気ボイラーと温水ボイラーの <b>附属品</b> の <b>違</b> い
14	1.4		附属品及び附属装置が <b>必</b> 要です。	附属品及び <b>附属装置</b> が <b>必</b> 要です。
19	1.4.4		付録2 (173頁)	付録2 ( <b>170</b> 頁)
19	1.4.5	図1-37	空気 <b>ぬ</b> き弁	空気 <b>抜</b> き弁
26	1.5.3		範囲内に <b>収</b> める	範囲内に <b>お</b> さめる

27	1.5.3	図1-56	<p style="text-align: center;">(a) オン・オフ式      サイホン管      (b) 比例式</p> <p style="text-align: center;">(c) オン・オフ式圧力調節器のサイホン管取付け例</p> <p style="text-align: center;">図1-56 圧力調節器</p>	<p style="text-align: center;">(a) オン・オフ式 (マイクロスイッチ)      (b) 比例式</p> <p style="text-align: center;">(c) オン・オフ式 (水銀スイッチ) 圧力調節器のサイホン管取付け例</p>
----	-------	-------	---	--

テキストページ	項番	行・図表	旧 (改訂第6版2刷)	新 (改訂第7版1刷)
28	1.5.3	図1-58	<p>図1-58 フロート式水位検出器</p>	<p>(a) マイクロスイッチ式 (b) 水銀スイッチ式</p>
29	1.5.3	図1-62	燃焼しや断弁	燃料しや断弁
<b>第2章 ボイラーの取り扱いに関する知識</b>				
33	2.1.4		④油しや断弁	④燃料しや断弁
39	2.2.1		1年に1回は較正済み	1年に1回は校正済み
40	2.2.1		又は、較正済み	又は、校正済み
54	2.4.2		連続吹き出しは、	連続吹出しは、
58	2.4.2	表2-1	ボイラー水	ボイラ水
<b>第3章 点火及び燃焼に関する知識</b>				
60	3.1.1		*3… (日本工業規格JIS) …	*3… (日本産業規格JIS) …
65	3.1.2		(4) 特殊燃料	(その他) 特殊燃料
76	3.3.6		*10 ボイラーにおける	*10 熱勘定: ボイラーにおける
<b>第4章 点検及び異常時の処置</b>				
81	4.1	表4-2	差し替え	差し替え
84	4.1.7		⑧各表示灯の玉切れはないか。	⑧各表示灯の球切れはないか。
87	4.2.1		ガラス管を静かにあたためる。	ガラス管を静かに暖める
87	4.2.1		ガラス管が十分にあたたまったら	ガラス管が十分に暖まったら
90	4.2.3		蒸気管をあたためた	蒸気管を暖めた

テキスト ページ	項番	行・図表	旧（改訂第6版2刷）	新（改訂第7版1刷）
90	4.2.4		④火炎検出器、油しゃ断弁を調べる。	④火炎検出器、 <b>燃料</b> しゃ断弁を調べる。
99	4.3.2		空気があっても水(湿分)	空気( <b>酸素</b> )があっても水(湿分)
104	4.4.5		さらに一層腐食が進むから	さらに一層腐食が進む <b>ため</b>
105	4.4.5	表4-7	取りはずす必要のある	取り <b>外す</b> 必要のある
105	4.4.5	表4-7	水側連絡管プラグ取り外し	水側連絡管 <b>の</b> プラグ取り外し
第5章 災害事例・損傷事例				
110			(173頁 付録2参照)	( <b>170</b> 頁 付録2参照)
第6章 関係法令				
122			労働安全衛生法（抄） 改正 令和元年6月14日法律第37号	労働安全衛生法（抄） 改正 令和 <b>4</b> 年 <b>6</b> 月 <b>17</b> 日法律第 <b>68</b> 号
129			労働安全衛生法施工令（抄） 改正 令和4年2月24日政令第51号	労働安全衛生法施工令（抄） 改正 令和 <b>5</b> 年 <b>3</b> 月 <b>23</b> 日政令第 <b>69</b> 号
133			労働安全衛生規則（抄） 改正 令和4年2月24日厚生労働省令第16号	労働安全衛生規則（抄） 改正 令和 <b>5</b> 年 <b>4</b> 月 <b>3</b> 日厚生労働省令第 <b>66</b> 号
135			ボイラー及び圧力容器安全規則（抄） 改正 令和2年12月25日厚生労働省令第208号	ボイラー及び圧力容器安全規則（抄） 改正 令和 <b>5</b> 年 <b>3</b> 月 <b>27</b> 日厚生労働省令第 <b>28</b> 号
149				(性能検査の手続きに係る特例) 第38条の2 第40条第1項ただし書のボイラーに係る性能検査を受けようとする者は、登録性能検査機関（法第53条の3において準用する法第53条の2第1項の規程により労働基準監督署長が当該性能検査を行う場合にあつては、所轄労働基準監督署長）に対し、自主検査の結果を明らかにする書面を提出することができる。
157			日本工業規格B8211	日本 <b>産業</b> 規格B8211
164			労働基準法（抄） 改正 令和2年3月31日法律第13号	労働基準法（抄） 改正 令和 <b>4</b> 年 <b>6</b> 月 <b>17</b> 日法律第 <b>68</b> 号

様式第6号（第5条、第11条、第12条、第15条、第60条関係）（表面）

第 号 ( ) 検 査 証			
事業場の所在地			
事業場の名称			
種 類			
最高使用圧力		MPa	
伝熱面積又は内容積		m <sup>2</sup> ・m <sup>3</sup>	
構造検査又は使用検査の刻印番号			
有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
自 年 月 日		自 年 月 日	
至 年 月 日		至 年 月 日	
自 年 月 日		自 年 月 日	
至 年 月 日		至 年 月 日	
自 年 月 日		自 年 月 日	
至 年 月 日		至 年 月 日	
自 年 月 日		自 年 月 日	
至 年 月 日		自 年 月 日	
年 月 日 交付者名			

様式第6号（第5条、第11条、第12条、第15条、第51条、第56条の2、第57条、第60条関係）（表面）

第 号			
( ) 検 査 証			
事業場の所在地			
事業場の名称			
種 類			
最高使用圧力		MPa	
伝熱面積又は内容積		m <sup>2</sup> ・m <sup>3</sup>	
構造検査又は使用検査の刻印番号			
有効期間	検査者氏名	有効期間	検査者氏名
自 年 月 日		自 年 月 日	
至 年 月 日		至 年 月 日	
自 年 月 日		自 年 月 日	
至 年 月 日		至 年 月 日	
自 年 月 日		自 年 月 日	
至 年 月 日		自 年 月 日	
自 年 月 日		自 年 月 日	
至 年 月 日		自 年 月 日	
年 月 日 交付者名			

167

関係様式

様式第16号（第15条、第44条、第60条、第79条関係）

( ) 検査証 再交付 申請書  
書 替

事業場の所在地		検査証番号	第 号
事業場の名称			
種類			
最高使用圧力	MPa		
伝熱面積又は内容積	㎡・㎡		
再交付又は書替えの理由			

令和 年 月 日

取 入  
印 紙

申請者 氏 名

労 働 局 長  
 労 働 基 準 監 督 署 長 殿  
 登 録 製 造 時 等 検 査 機 関

備考

- 1 表題の（ ）には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。
- 2 表題の再交付及び書替のうち、該当しない文字は、抹消すること。
- 3 申請宛先は、移動式ボイラーのボイラー検査証であって再交付に係るものにあつては、当該ボイラー検査証を交付した者、移動式ボイラーのボイラー検査証であって書替えに係るもの及びその他のボイラー検査証にあつては所轄労働基準監督署長とすること。
- 4 都道府県労働局長が行う再交付又は書替えを申請する申請者にあつては、手数料は収入印紙を申請書に貼付して納入するものとし、その収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第16号（第15条、第44条、第60条、第79条関係）

( ) 検査証 再交付 申請書  
書 替

事業場の所在地		検査証番号	第 号
事業場の名称			
種類			
最高使用圧力	MPa		
伝熱面積又は内容積	㎡・㎡		
再交付又は書替えの理由			

年 月 日

取 入  
印 紙

申請者 氏 名

労 働 局 長  
 労 働 基 準 監 督 署 長 殿  
 登 録 製 造 時 等 検 査 機 関

備考

- 1 表題の（ ）には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。
- 2 表題の再交付及び書替のうち、該当しない文字は、抹消すること。
- 3 申請宛先は、移動式ボイラーのボイラー検査証及び移動式第一種圧力容器の第一種圧力容器検査証であつて再交付に係るものにあつては、当該ボイラー検査証又は当該第一種圧力容器検査証を交付した者とすること。また、その他の再交付又は書替えに係るものにあつては所轄労働基準監督署長とすること。
- 4 都道府県労働局長が行う再交付又は書替えを申請する申請者にあつては、手数料は収入印紙を申請書に貼付して納入するものとし、その収入印紙は、申請者において消印しないこと。

168

関係様式

(ボイラー) 休止報告  
(第一種圧力容器) 廃止報告

種類		検査証番号	第 号
最高使用圧力	MPa	伝熱面積又は内容積	m <sup>2</sup> ・m <sup>3</sup>
事業場の所在地			
事業場の名称			
休止又は廃止の理由			
有効期間	令和 年 月 日まで	廃止年月日	令和 年 月 日
休止期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		

令和 年 月 日

報告者 氏 名

労働基準監督署長 殿

- 備考
1. 表題の「ボイラー」及び「第一種圧力容器」、「休止」又は「廃止」のうち、該当しない文字を消すこと。
  2. 「廃止年月日」の欄は、廃止の場合のみ記入すること。「休止期間」の欄は休止の場合のみ記入すること。
  3. 廃止の報告の際は、検査証を添付すること。

( ) 休止報告書 ボイラ則第45条・第48条・第80条・第83条関係

事業の種類	事業の名称(電話番号)	事業の所在地	
種類		検査証番号	
最高使用圧力	MPa	伝熱面積又は内容積	m <sup>2</sup> ・m <sup>3</sup>
設置地			
有効期間			
休止期間			
休止の事由			
参考事項			

令和 年 月 日

設置者

労働基準監督署長 殿

- 備考
- 1 表題の( )内には、ボイラー又は第一種圧力容器の別を記入し「休止」又は「廃止」のうち該当しない文字を消すこと。
  - 2 「有効期間」の欄には、検査証に記載されている有効期間を記入すること。
  - 3 報告の際は、検査証を添付すること。

ボイラー規模による区分一覧表

1. ボイラーの規模による区分一覧表

法令区分	ボイラーの規模による区分	法令の条文	ボイラーの種類						
			蒸気ボイラー			温水ボイラー	貫流ボイラー <sup>(2)</sup>		
ボイラー及び圧力容器安全規則	第二章ボイラー	ボイラー	下記以外			下記以外	下記以外		
		※ 小規模ボイラー	令第20条第五号イ、ロ、ハ、ニ	胴の { 内径 750mm 以下で 長さ 1300mm 以下	3m <sup>2</sup> 以下	14m <sup>2</sup> 以下	30m <sup>2</sup> 以下		
	第五章小型ボイラー	小型ボイラー	令第1条第四号	胴の { 内径 300mm 以下で 長さ 600mm 以下	1m <sup>2</sup> 以下	35m <sup>2</sup> 以下で大気開放管又はU形立管 <sup>(1)</sup>	0.1MPa 以下で 8m <sup>2</sup> 以下 0.2MPa 以下で 2m <sup>2</sup> 以下	1MPa 以下で 10m <sup>2</sup> 以下	
簡易ボイラー	等構造規格	簡易ボイラー	令第13条第三十六号	胴の { 内径 200mm 以下で 長さ 400mm 以下	0.5m <sup>2</sup> 以下	0.3MPa 以下で 0.0003m <sup>2</sup> 以下	2m <sup>2</sup> 以下で大気開放管又はU形立管 <sup>(1)</sup>	0.1MPa 以下で 4m <sup>2</sup> 以下	1MPa 以下で 5m <sup>2</sup> 以下 0.004 m <sup>3</sup> 以下で P×V=0.02 以下

- (1) 大気開放管、U形立管の条件（内径、水頭圧、取付け位置の制限）は省略する。
- (2) 貫流ボイラーは、管寄せ及び気水分離器の条件（内径、種類、内容積が一定限度以下）を省略する。
- (3) 表中、MPaはゲージ圧力、m<sup>2</sup>は伝熱面積、m<sup>3</sup>は内容積、Pは最高ゲージ圧力、Vは内容積を表す。
- (4) ※印は、令第20条第五号イ、ロ、ハ、ニのボイラーを便宜上「小規模ボイラー」という。
- (5) 令とは、労働安全衛生法施行令の略記である。

1. ボイラーの規模による区分一覧表

法令区分	ボイラーの規模による区分	法令の条文	ボイラーの種類						
			蒸気ボイラー			温水ボイラー <sup>(6)(7)</sup>	貫流ボイラー <sup>(2)</sup>		
ボイラー及び圧力容器安全規則	第二章ボイラー	ボイラー	下記以外			下記以外	下記以外		
		※ 小規模ボイラー	令第20条第五号イ、ロ、ハ、ニ	胴の { 内径 750mm 以下で 長さ 1300mm 以下	3m <sup>2</sup> 以下	14m <sup>2</sup> 以下	30m <sup>2</sup> 以下		
	第五章小型ボイラー	小型ボイラー	令第1条第四号	胴の { 内径 300mm 以下で 長さ 600mm 以下	1m <sup>2</sup> 以下	35m <sup>2</sup> 以下で大気開放管又はU形立管 <sup>(1)</sup>	0.1MPa 以下で 8m <sup>2</sup> 以下 0.2MPa 以下で 2m <sup>2</sup> 以下	1MPa 以下で 10m <sup>2</sup> 以下	
簡易ボイラー	等構造規格	簡易ボイラー	令第13条第三十六号	胴の { 内径 200mm 以下で 長さ 400mm 以下	0.5m <sup>2</sup> 以下	0.3MPa 以下で 0.0003m <sup>2</sup> 以下	2m <sup>2</sup> 以下で大気開放管又はU形立管 <sup>(1)</sup>	0.1MPa 以下で 4m <sup>2</sup> 以下	1MPa 以下で 5m <sup>2</sup> 以下 0.004 m <sup>3</sup> 以下で P×V=0.02 以下

- (1) 大気開放管、U形立管の条件（内径、水頭圧、取付け位置の制限）は省略する。
  - (2) 貫流ボイラーは、管寄せ及び気水分離器の条件（内径、種類、内容積が一定限度以下）を省略する。
  - (3) 表中、MPaはゲージ圧力、m<sup>2</sup>は伝熱面積、m<sup>3</sup>は内容積、Pは最高ゲージ圧力、Vは内容積を表す。
  - (4) ※印は、令第20条第五号イ、ロ、ハ、ニのボイラーを便宜上「小規模ボイラー」という。
  - (5) 令とは、労働安全衛生法施行令の略記である。
  - (6) 温水ボイラーのうち、大気開放型であってその内部の圧力が0.05MPaを超えることのないものについては、いずれの区分のボイラーにも該当しないこと。
  - (7) 温水ボイラーのうち、一定の規格以下の木質バイオマス温水ボイラーを令第1条第三号の「ボイラー」から除外し簡易ボイラーとする等、所要の改正をしたものである（令和4年2月18日基発0218第25号）。
- 以下の木質バイオマス温水ボイラーについて、規制区分を変更
- ①ゲージ圧力0.1MPa以下で、伝熱面積が16m<sup>2</sup>以下のもの
  - ②ゲージ圧力0.6MPa以下かつ100℃以下で使用するもので、伝熱面積32m<sup>2</sup>以下のもの